

1 認証アーキビストの更新について

1.1 アーキビスト認証

アーキビスト (archivist) とは、公文書館をはじめとするアーカイブズ (archives) において働く専門職員を言います。

アーキビストは、組織において日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて永続的な価値を有する記録を評価選別し、将来にわたっての利用を保証するという極めて重要な役割を担います。アーキビストが存在しない組織では、その時々の方の考えや不十分な管理体制によって、本来は残されるべき記録が廃棄されるなど、後世に伝えられるべき重要な記録、さらにその記録をもとに記されるはずの歴史が喪われてしまう恐れがあります。

このような重要な役割を担うアーキビストには、高い倫理観とともに、評価選別や保存、さらには時の経過を考慮した記録の利用に関する専門的知識や技能、様々な課題を解決していくための高い調査研究能力、豊富な実務経験が求められます。

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）では、長年、アーキビストの養成や資格化について検討を進め、平成 10 年度からはアーキビスト養成を目的とする長期研修の公文書館専門職員養成課程（現アーカイブズ研修Ⅲ）を開催するなど、その養成に関する取組を進めてきました。

また、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）の 5 年後見直しを契機として、平成 30 年度には、アーキビストの職務とその遂行上必要となる知識・技能を明らかにした「アーキビストの職務基準書」※を当館が関係機関の意見を踏まえて作成しました。令和 2 年度から、改めてアーキビストの資格化の検討を進め、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保するため、アーキビストとしての専門性を有すると認められる者を認証アーキビストとして国立公文書館長（以下「館長」という。）が認証することとしました。

さらに、令和 6 年度から、認証アーキビストの一要件である専門的知識・技能等を有した者を公的に認める准認証アーキビストの認定を開始しました（詳細はアーキビスト認証のホームページ（<https://www.archives.go.jp/ninsho/aboutAACJ/index.html>）をご覧ください）。

※「アーキビストの職務基準書」は、館ホームページからダウンロードしてご覧いただけます。

<https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsyo.pdf>

1.2 認証アーキビストの更新の仕組み

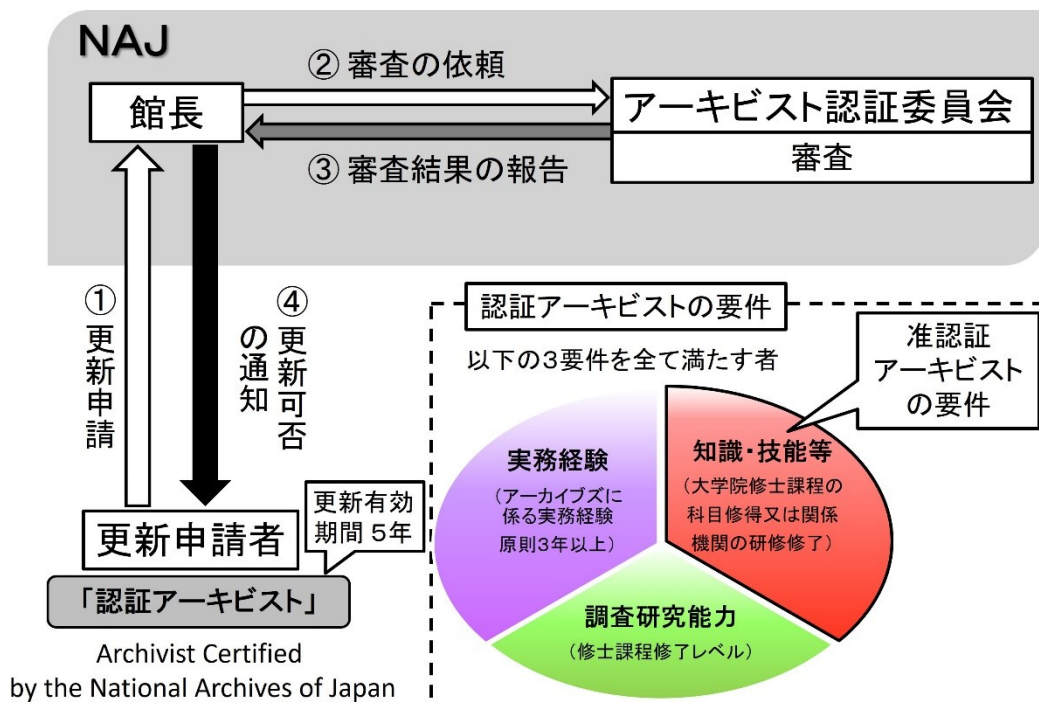
認証アーキビストの認証の有効期間は、認証状交付の日から起算して5年です。アーカイブズやアーキビストを取り巻く環境は日々変化しています。このため、認証アーキビストには、社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、最新の動向を把握し、対応していくことが求められます。よって、認証の有効期間を無期限とせず、更新の仕組みを設けました。

認証アーキビストは、認証の審査において「アーキビストの職務基準書」に示されたアーキビストとしての専門性を有すると認められています。更新の審査においては、この専門性が更新申請時においても充足していることを、申請書類に基づき、認証アーキビストが有する専門性を活かした活動の有無とその内容から確認します。

館長は、館に設置するアーキビスト認証委員会※（以下「認証委員会」という。）に審査を依頼し、認証委員会は申請者が提出した書類を基に、要件を満たしているかどうかを判断し、審査結果を館長に報告します。館長は、その審査結果に基づき、更新が認められ、更新料を納入した者に対し認証状を授与します。

なお、認証更新の有効期間は、更新後の認証状交付の日から起算して5年です。有効期間の満了ごとに更新の手続が必要です。

※アーキビスト認証委員会：アーカイブズに関する実務経験や専門職の育成・指導経験を踏まえた高い識見を有する者によって構成される、館に設置された委員会。



【注意事項】

アーキビスト認証は、公文書館等への就職を保証するものではありません。公文書館等への就職を希望する場合は、各自で就職活動を行う必要があります。採用に関する応募条件や当認証の取扱いについては、その募集を行っている公文書館等に直接お問い合わせください。

1.3 関係規則等

- ・ 認証アーキビスト審査規則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定。以下「審査規則」という。）
- ・ 認証アーキビスト審査細則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定）
- ・ アーキビスト認証委員会規則（令和2年6月3日 国立公文書館長決定）
- ・ アーキビスト認証委員会運営細則（令和2年6月8日 アーキビスト認証委員会決定）
- ・ アーキビストの職務基準書（平成30年12月 国立公文書館）
- ・ アーキビスト養成・認証制度 調査報告書（令和元年11月 国立公文書館）
- ・ アーキビスト認証の実施について（令和2年3月24日 国立公文書館長決定）

※関係規則等の詳細は館ホームページをご覧ください。

<https://www.archives.go.jp/ninsho/document/index.html>

● ● ● 更新 ● ● ●